

# 令和6年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第3回定例会会議録目次

## 第1号（10月3日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員（10人）	1
欠席議員（なし）	1
説明員出席者	2
議会局職員出席者	2
開 会	3
会議録署名議員の指名	3
議長報告	3
議席の指定	3
会期の決定	3
議案第7号 令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について	4
報告第4号 令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費精算報告書	4
一般質問	17
5番 阿蘇佳一議員	
質問内容 1 大規模災害への備えについて	17
2 多死社会の到来を見据えた取組について	18
6番 今野康敏議員	
質問内容 1 秦野斎場施設整備基本計画の一部改定について	23
2 停電に伴う焼却炉の稼働停止について	23
閉 会	30
署名議員	31

# 令和6年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第3回定例会会議録

## 議事日程

令和6年10月3日(木) 午前9時30分

秦野市議会議場

- 第1 議席の指定
  - 第2 会期の決定
  - 第3 議案第7号 令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について
  - 第4 報告第4号 令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費精算報告書
  - 第5 一般質問
- 

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第5 議事日程に同じ

---

出席議員(10人)

1番	中	村	英	仁	2番	田	中	めぐみ
3番	福	森	真	司	4番	今	井	実
5番	阿	蘇	佳	一	6番	今	野	康敏
7番	山	田	昌	紀	8番	安	藤	玄一
9番	長	嶋	一	樹	10番	川	口	薫

---

欠席議員(なし)

---

説明員出席者

組 合 長	高 橋 昌 和	秦 野 市 環 境 産 業 部 長	岩 渕 哲 朗
副 組 合 長	萩 原 鉄 也	伊 勢 原 市 経 済 環 境 部 長	大 町 徹
事 務 局 長	内 海 元	秦 野 市 参 事 ( 兼 ) 環 境 資 源 対 策 長	鈴 木 大 二 郎
(総務課) 総 務 課 長	大 庭 孝 浩		
庶 務 班 主 幹	高 橋 淳	伊 勢 原 市 清 掃 リ サ イ ク ル 長	曲 本 浩 一
(施設課) 施 設 課 長	小 島 正 之		
はだのクリーン セ ン タ ー 設 備 担 当 課 長	吉 江 正 範		
(工場) 参 事 ( 兼 ) 工 場 長	小 菅 賢 一		
不 燃 ・ 粗 大 施 設 再 整 備 担 当 課 長	関 原 孝 雄		
施 設 管 理 班 主 幹	今 井 裕 之		

議会局職員出席者

議 会 局 長	齋 藤 雄 一
議 事 政 策 課 参 事 ( 兼 ) 課 長	上 條 秀 香
課 長 代 理 ( 議 事 担 当 )	小 泉 祐 介
議 事 担 当 主 事	橋 本 茜

午前 9時59分 開 会

○川口 薫議長 ただいまの出席議員は10人全員の出席を得ております。

これより令和6年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第3回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 会議録署名議員の指名

○川口 薫議長 会議録署名議員の指名を行います。

この定例会の会議録署名議員は、会議規則第90条の規定に基づいて、議長において田中めぐみ議員、福森真司議員を指名いたします。

---

#### 議長報告

○川口 薫議長 日程に入る前に御報告いたします。

令和6年8月14日付で伊勢原市議会議長から、安藤玄一議員が当組合議会の議員に選出された旨の通知を受理いたしました。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第1 議席の指定

○川口 薫議長 日程第1 「議席の指定」を議題といたします。

新たに伊勢原市議会から選出されました安藤玄一議員の議席を指定いたします。

議席は、会議規則第3条第3項の規定に基づき、議長において指定いたします。

その議席番号と氏名を議会局長に朗読させます。

議会局長。

○齋藤雄一 議会局長 朗読いたします。

8番、安藤玄一議員。

以上でございます。

○川口 薫議長 お諮りいたします。

ただいま朗読いたしましたとおり議席の指定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定することに決定いたしました。

---

#### 日程第2 会期の決定

○川口 薫議長 次に、日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

**日程第3 議案第7号 令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について**

**日程第4 報告第4号 令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費精算報告書**

○川口 薫議長 次に、日程第3 「議案第7号・令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第4 「報告第4号・令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費精算報告書」の2件を一括して議題といたします。

組合長から提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔組合長登壇〕

○高橋昌和組合長 ただいま議題となりました2件の案件について説明いたします。

初めに、「議案第7号・令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について」説明いたします。

令和5年度本会計の決算額は、お手元の決算書に記載したとおり、歳入総額30億7,940万1,556円に対し、歳出総額29億4,032万7,893円となり、歳入歳出差引残額1億3,907万3,663円を翌年度に繰り越しました。この繰越金のうちには、清掃総務費車両維持管理費の繰越明許費396万円及び伊勢原清掃工場経費粗大ごみ処理施設整備事業費にかかる継続費の通次繰越額424万3,000円が含まれているため、これを差し引いた実質収支額は1億3,087万663円となります。また、本会計の予算現額に対する収入率は100.7%、執行率は96.1%でした。

さて、本組合では、両市のごみ減量・資源化施策と市民の御協力により、当初予定していた令和7年度末よりも2か年早い令和5年度末に伊勢原清掃工場の90t/日焼却施設を稼働停止し、可燃ごみ焼却処理の1施設体制に移行したほか、栗原一般廃棄物最終処分場においても焼却灰の埋立処分が終了しました。長年にわたり両事業を継続できたのは、地元自治会や住民の方々の深い御理解によるものであり、改めて感謝申し上げます。

それでは、令和5年度に実施した主な組合事業の成果を申し上げます。まず、はだのクリーンセンターについては、長期包括運營業務のモニタリングを通じて、受託事業者の運営実態と施設の現況を詳細に把握した上で、同事業者と緊密な連携を図り、効率的かつ計画的な管理運営を行いました。

また、焼却炉の突発的な稼働停止等の緊急事態が発生した際における可燃ごみの圏外搬出先の選定を実施するなど、1施設体制後を見据えた万全な体制の構築に努めました。

次に、伊勢原清掃工場については、90t/日焼却施設の稼働停止に伴い、これまで冷却水として焼却炉に噴霧していた管理事務所等の生活排水を河川放流に切り替えるため、新たに合併処理浄化槽を設置したほか、同じく冷却水として使用していた県水の受水槽を衛生管理上、適正な規模に小型化するなど適切に設備を更新しました。

また、焼却処理停止後のごみピット内に残る可燃ごみの搬出や、焼却炉内の灰の清掃を実施するなど、施設の適正管理に必要な取組を行いました。

粗大ごみ処理施設については、50年を超える長期稼働に伴い、施設全体の老朽化が進んでいることから、破碎機等の主要な設備について、予防保全のために計画的かつ効率的に修繕整備を行いました。

さらに、衝撃を加えると発火する特性を持つリチウムイオン電池の急速な普及に伴い、全国的にごみ処理施設で火災が発生していることを踏まえ、防火体制のさらなる強化を図るため、火災報知機と連動した消火設備の設置に着手しました。

次に、栗原一般廃棄物最終処分場については、埋立地に浸透した雨水などの浸出水を適正に処理するため、機器設備などの計画的な修繕整備を行いました。

また、適正処理した後の浸出水は、毎月実施する水質分析において、公共下水道への放流基準に適合していることを確認するなど、適切な水質管理を行いました。

次に、秦野斎場については、火葬件数が2か年連続で過去最多を更新したものの、冬期に市内優先予約枠を拡大するなど、指定管理者との綿密な連携によって安定的な火葬業務の継続を図りつつ、市民サービスの向上に努めました。

また、こうした火葬需要の高まりを踏まえ、最適な火葬炉の増設時期を検討した結果、令和8年度に8炉目の火葬炉を供用開始する方針を決定しました。

次に、はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場における環境保全対策としまして、両施設における煙突からの排ガスのほか、周辺環境の定期的な測定を行っています。いずれの施設におきましても法令基準値を大幅に下回る良好な結果を確認いたしました。

最後に、令和5年度のごみ処理の状況ですが、秦野・伊勢原両市から搬入された可燃ごみは、5万4,045トンで、令和4年度に比べ3.3%、1,864トン減少し、不燃・粗大ごみの搬入量は2,811トンで、令和4年度に比べ3.4%、98トン減少しました。

搬入されるごみの量については、引き続き住民、事業者、行政が一体となった取組を両市と協調しながら進め、さらなるごみの減量・資源化により環境への負荷を減らし、ごみ処理に必要な財政負担の軽減や施設の安定稼働につなげてまいります。

以上、組合事業の概要を申し上げましたが、決算の事項別明細や主要な施策の成果は、地方自治法第233条第5項の規定により、明細書、調書及び報告書を提出していますので、細部の説明は省略させ

ていただきます。

なお、この決算について、監査委員からは、「審査書類は、いずれも法令の定めるところに従って調製され、計数は正確に表示されており、予算の執行も、全般的に所期の目的に従い、効率的かつ適正に運用されているものと認める。また、財産管理は適正に行われ、基金もその目的に従い、適正に運用されているものと認める」との意見をいただきました。

次に、「報告第4号・令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費精算報告書」について説明いたします。本件は、令和3年度から3か年の継続事業として実施した伊勢原清掃工場の90t/日焼却施設稼働停止に伴う、排水処理方法の検討及び生活環境影響調査等業務委託料について、精算報告書に示した金額をもって完了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により精算報告をするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

〔組合長降壇〕

○川口 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

これより審議に入るのですが、議事の整理上、区分して行います。

---

### 日程第3 議案第7号 令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について

○川口 薫議長 まず、日程第3 「議案第7号・令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

通告がございます。

安藤玄一議員。

〔安藤玄一議員登壇〕

○8番安藤玄一議員 伊勢原市選出の安藤玄一です。議長から発言の許可をいただきましたので、「議案第7号・令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について」3点質問いたします。

まず1点目、不用額について。不用額が前年度比で50.7%増加し、1億1,066万1,907円に達していますが、この増加についてどのように評価されているか。また、全体的な背景や組織としての見解を伺います。

次に、2点目、売電収入について。クリーンセンター売電収入は、契約単価の上昇により大幅に増加したとのことですが、今回選定された事業者とこれまでの事業者との契約条件の違い等について伺います。また、発電量と送電量について減少したとのことですが、減少要因を伺います。

最後に、3点目、一般ごみ処理量の減少について。両市からはだのクリーンセンター及び伊勢原清

掃工場に搬入された可燃ごみの総量は、令和5年度では5万4,045.47トン、減少量は前年度と比較すると、可燃ごみの総量は1,864.26トン、3.3%減少しました。また、不燃・粗大ごみの総量も98.39トン、3.4%減少しています。この要因を伺います。

二次質問以降は、質問者席から行いますので、よろしく願いいたします。

[安藤玄一議員降壇]

○川口 薫議長 総務課長。

○大庭孝浩総務課長 初めに、総務課から不用額増加の背景及び見解についてお答えいたします。

御質問にありましたとおり、令和5年度の組合会計における不用額は1億1,066万1,907円で、この不用額の大半は衛生費で生じていますが、その中で額が大きい事業を2点挙げ、主な要因を説明いたします。

まず1点目が、伊勢原清掃工場の施設維持管理費です。不用額5,743万7,068円のうち、光熱水費について、世界情勢による燃料価格の高騰などを要因とした電気料金の上昇を勘案して令和5年度予算を計上しましたが、国による激変緩和対策が実施されたことなどにより約3,710万円の執行残が生じたほか、消耗品費について、可燃ごみ減量に伴う焼却量の減により薬剤購入費が抑えられたことから、約990万円の執行残が生じています。

続いて、2点目が一般廃棄物最終処分場施設維持管理費です。不用額1,292万3,764円のうち、消耗品費について、委託事業者と連携して工夫改善を行い、処分場の埋立地に浸透した雨水などの浸出水の処理における薬剤注入方法を改善したため、薬剤購入費が抑えられたことにより約678万円の執行残が生じたほか、光熱水費について、工場の施設維持管理費と同様に、国による激変緩和対策が実施されたことなどにより、約290万円の執行残が生じました。

これらの不用額につきましては、予算積算時には見込むことができなかった国の激変緩和対策や事業の工夫改善などの要因によるものであり、組合予算全体としてはおおむね適切な積算及び執行がなされたと考えております。

以上です。

○川口 薫議長 クリーンセンター設備担当課長。

○吉江正範はだのクリーンセンター設備担当課長 続きまして、施設課から、クリーンセンター売電収入について2点の御質問にお答えいたします。

まず、前年度と契約条件の違いについては、売電に係る国の制度改正等がない限り、毎年度おおむね同等の内容で一般競争入札を実施しています。そのため、令和5年度における契約単価の上昇は、電力需要の高まりを背景に市場の競争力が働いた結果だと認識しています。

次に、前年度に比べ発電量と送電量が減少した要因については、焼却炉の定期修繕時における稼働停止日数の差が挙げられます。令和4年度は、2炉合わせて延べ147日間稼働停止をいたしました。5年度は164日に増えました。これは、令和5年度に通常の定期修繕に加え、はだのクリーンセンター



の主要設備であるボイラー3次過熱器の更新工事を実施したことによるものです。そのため、焼却炉の稼働停止により発電できない期間が長くなったことから、年間の発電量と送電量がそれぞれ減少したものです。

○川口 薫議長 施設課長。

○小島正之施設課長 続きまして、同じく施設課から、前年度に比べ可燃ごみが減少した要因についてお答えいたします。

可燃ごみ搬入量の令和5年度実績は、前年度比1,864.26トンの減少でございました。減少量の内訳を見ますと、事業系よりも家庭ごみの減少が大きく、約76%を占めております。この要因につきましては、可燃ごみ焼却処理の1施設化へ向け、両市で精力的なごみの減量に係る周知・啓発活動が進められてきたことや、資源化施策の拡充が図られたことで、市民の皆様可能な限りごみを出さない生活様式が定着した成果と認識しております。さらには、昨今の物価高騰による買い控えなども影響したのではないかと考えております。

○川口 薫議長 工場長。

○小菅賢一工場長 最後に、工場から、前年度に比べ不燃・粗大ごみが減少した要因についてお答えします。

不燃・粗大ごみ搬入量の令和5年度実績は、前年度比98.39トンの減少でございました。この減少した主な要因は、少し遡りまして令和2年度になりますが、コロナ禍に伴う外出自粛等により、片づけの機会が増えたことなどから、搬入量の急速な増加が見られました。つまり、令和2年度において多くの御家庭で不要となった家具や電化製品の整理が進んだ、このような背景があって、令和3年度以降は排出される不燃・粗大ごみの量が減少に転じています。

令和5年度もこうした影響が続いており、また可燃ごみと同様、物価高騰による買い控えなども合わさり、減少したものと考えております。

以上でございます。

○川口 薫議長 安藤玄一議員。

○8番安藤玄一議員 ありがとうございます。それでは、各項目について再質問させていただきます。

まず、1点目の不用額についてとなりますが、衛生費の不用額1億426万2,090円の中で、節別に見ると、工場費とクリーンセンター費それぞれで1,000万円を超える委託料の残額が出ています。具体的にはどの委託業務で不用額が発生したのか、詳細な内訳を伺います。

次に、2点目、売電収入についてですが、不用額が多く発生している背景には、ごみの量が減少したことがあると考えられますが、発電量も減少しております。この点について、ごみの処理量や発電に使われたごみの質が関係しているのか伺います。

最後に、3点目、一般ごみ処理量の減少についてですが、令和5年度の可燃ごみ減量について、最

も効果的だった施策を伺います。秦野市、伊勢原市それぞれお願いします。

以上です。

○川口 薫議長 工場長。

○小菅賢一工場長 再度のご質問にお答えします。

初めに、工場から衛生費の不用額に関する御質問のうち、工場費について不用額が生じた委託業務とその内訳をお答えします。

事業別に4点申し上げます。1点目は、施設維持管理費となります。排水処理方法の検討及び生活環境影響調査等の委託業務やごみピット清掃業務委託などで入札差額が生じました。加えて、可燃性粗大ごみ運搬資源化処理業務委託、こちらで圏外への搬出が見込みよりも減少したことに伴う執行残などがあり、合わせて910万276円の不用額が生じています。

2点目は、不燃物残渣運搬処理委託費で、不燃・粗大ごみの搬入量が減少したことから、不燃物残渣の量も減となり、191万1,108円の不用額が生じました。

3点目は、工場焼却灰処分委託費となります。可燃ごみの搬入量が見込みよりも少なかったことに伴い、焼却灰の発生量も減少したため、153万1,335円の不用額が生じています。

4点目は、一般廃棄物最終処分場施設維持管理費となります。この業務の中で雨水排水等分析委託業務において、分析対象となる雨水を採取するためには、日中の勤務時間帯に一定量の降雨が発生する必要があります。令和5年度は、こうした雨水を採取可能な機会、タイミングが少なく、予算の7回に対し、3回の実績にとどまったことで、134万8,152円の不用額が生じております。

そのほか、共通施設補修費、廃乾電池等処分業務委託費及び一般廃棄物最終処分場施設管理委託費の各委託料の合計で93万5,985円の不用額が生じています。

私からは以上になります。

○川口 薫議長 施設課長。

○小島正之施設課長 続きまして、私からは2つの御質問にお答えいたします。

初めに、衛生費の不用額のうち、クリーンセンターについて不用額が生じた委託業務とその内訳についてお答えいたします。

事業別に3点申し上げます。1点目は、業務運営費に含まれるはだのクリーンセンターの長期包括委託料です。人件費や修繕料などの固定費と、薬剤費や光熱水費などの変動費に分かれますが、このうち変動費につきましては、ごみの搬入量に応じた単価契約となっております。予算計上時の見込みよりも搬入量が減少したことから、不用額は359万8,109円となりました。

2点目は、焼却灰処分委託費に含まれる圏域外の民間施設で資源化または埋立てするための委託料、そして栗原一般廃棄物最終処分場への運搬委託料です。搬入量の減少に伴い、焼却処理で発生する焼却灰も減少し、不用額は1,122万2,849円となりました。

最後に、3点目は、施設維持管理費に含まれる焼却処理に伴う周辺環境への影響を調査する委託料

などで、入札差額等が生じ、不用額は104万1,265円となったものでございます。

続きまして、もう一つの御質問、令和5年度の可燃ごみ量に対し、両市それぞれ最も効果を発揮した施策についてお答えいたします。こちらは、両市からお聞き取りをした内容に基づいて説明いたします。

まず、秦野市においては、ごみの減量や分別の徹底、リユースに対する市民の意識を高める取組が挙げられています。具体的には、広報特集号及びごみ減量通信の発行、パネルの掲示などによる周知・啓発活動、また家庭から出た粗大ごみを低価格で販売する「もったいないDAY」の開催が挙げられております。

次に、伊勢原市においては、同じく広報特集号やリサイクルフェアを通じた周知・啓発活動のほか、草木類の資源化拡充が挙げられています。具体的には、戸別収集や自己搬入に加え、自治会の協力を得て草木類の集積所を設置し、資源としての回収量を増やす取組を進められたとのことです。

以上です。

○川口 薫議長 はだのクリーンセンター設備担当課長。

○吉江正範はだのクリーンセンター設備担当課長 最後になりますが、同じく施設課から、はだのクリーンセンターにおける発電量の減少にごみの処理量や質が与えた影響についてお答えいたします。

一般的には、焼却炉への投入量が減少した場合や水分などを多く含んだ燃えにくいごみ、いわゆる低カロリー状態のごみを焼却する場合は、発電面で非効率な状態となります。これは焼却処理に伴い発生する熱量が低下し、タービン発電機の動力となる蒸気量が減少することによるものです。

一方、はだのクリーンセンターのタービン発電機は、大幅に熱量が変化しない限り、発電に必要な蒸気量を維持できる設計となっています。そのため、前年度に比べますと、ごみの量や質に変化は生じておりますが、現状では最大の発電量を維持できております。

以上です。

○川口 薫議長 安藤玄一議員。

○8番安藤玄一議員 では、最後の三次質問となります。

まず、1点目の不用額については、今回の決算で不用額が生じた主な理由は理解いたしました。この不用額についてなのですが、本来であれば使える税金を使わなかったという観点から考えると、今回の予想外のコストカットを除いたとしても、多額の不用額は発生しております。この不用額に対する見解を改めて伺います。

次に、2点目の売電収入について。今回の決算では、発電量が減少したにもかかわらず、契約単価の上昇により、売電収入を確保することができました。この売電収入は、組合が設置した減債基金に積立てをすると認識しております。そこで、本組合の償還金について、借り入れた事業ごとの内訳や減債基金の活用状況を踏まえ、令和5年度の償還実績について伺います。

また、減債基金を活用した組合債の償還について、今後どのような方針に基づいて実施していくの

か伺います。

あわせて、電気代の高騰によりコストプッシュ型のインフレが進行し、民間企業では経営が圧迫されております。電気代の高騰が本組合に与えた令和5年度決算収支への総合的な影響を伺います。

最後に、3点目、一般ごみ処理量の減少について。令和4年に改定された伊勢原市ごみ処理基本計画では、可燃ごみの有料化は見送られています。しかし、社会情勢の大きな変化など、従来前提が崩れた場合には、有料化の検討が必要になる可能性があるとの認識で、伊勢原市、秦野市及び二市組合で協議し、ごみ処理基本計画に有料化の可能性は残している状況であります。また、はだのクリーンセンターの1施設体制移行後も安定してごみ処理ができる量まで削減を進める必要がありました。そのため、新たな焼却対象量の削減施策を実施する方針であったと認識しています。そこで、この対応策について令和5年度決算を踏まえた現在の状況を伺います。

○川口 薫議長 総務課長。

○大庭孝浩総務課長 再度の御質問にお答えいたします。

総務課からは、御質問の1点目、不用額について及び2点目、売電収入についてお答えいたします。

まず、1点目の不用額に対する見解をお答えいたします。不用額は、歳出における予算額と決算額の差額ですが、不用額の増額は、歳入決算額と歳出決算額の差額である形式収支額及びその額から翌年度に繰り越すべき財源である継続費や繰越明許費等を除いた実質収支額の増加につながります。

そのため、本組合が必要以上に資金をストックすることなく、両市に適切に返還することを目的に、令和2年度に本組合と両市との合意により、実質収支額が発生した翌年度の分担金を減額して精算することを明文化いたしました。

その計算方法を令和5年度決算に置き換えて説明いたしますと、令和5年度実質収支額1億3,087万663円から令和6年度当初予算で計上いたしました繰越金4,000万円と令和6年度補正予算の財源として計上する繰越金を除いた金額を返還額とし、令和6年度出納整理期間中に歳入する分担金から減額いたします。

一次質問で答弁いたしましたとおり、不用額が発生した大きな要因は、国の激変緩和対策や工夫改善による経費削減など、予算編成時に想定ができなかったものとなっておりますが、予算編成の作業では、過去の実績及び伸び率の確認、また今後想定される傾向の把握などをした上で査定することが重要であると考えておりますので、令和5年度に多額の不用額が生じた事業などにつきましては、乖離の原因を改めて分析するなどし、今後の積算に生かせるよう努めてまいります。

次に、2点目、売電収入について、令和5年度の組合債の償還実績及び今後の組合債償還の方針、そして電気代の高騰が決算に与えた総合的影響をお答えいたします。

最初に、令和5年度の償還実績についてです。本組合では、令和5年度当初において、36億5,533万4,774円の未償還残高がありました。令和5年度では、元金と利子を合わせて6億9,184万4,635円を償還しています。

この償還金の事業ごとの内訳ですが、クリーンセンターの建設事業のために借り入れた組合債では、元金が4億7,797万284円、利子が1,830万8,347円、秦野斎場更新計画推進事業のために借り入れた組合債では、元金が1億9,486万8,227円、利子が69万7,777円となっております。

また、減債基金につきましては、売電収入で得た4億47万4,486円を積み立て、3億1,700万円を繰り入れて組合債の償還に充当いたしました。

次に、今後の組合債償還の方針についてですが、直近でははだのクリーンセンターの建設事業のため、15年間の返済期間で借り入れた組合債が令和9年度末に完済を迎えます。そのため、減債基金を有効に活用することを目的に、令和9年度末に基金を使い切るとともに、完済までの期間中の取崩し額を平準化することにより、年度ごとの負担に偏りがないよう計画しているところでございます。

最後に、電気代の高騰による令和5年度決算への総合的な影響ですが、歳出の面でいえば、国による激変緩和対策が実施されたことから支出額自体は抑えられたものの、令和5年度予算の積算時には電気代の高騰を見込んでいたことから、その差額が予算と決算との差額である不用額として影響を与えていると考えています。

また、歳入の面からいえば、燃料費の高騰や国内の電力供給の不足などを原因として、電力会社が市場から電力を高く買い取っていると考えられることから、電気代高騰は売電単価の上昇による歳入の増額に影響を与えたのではないかと考えております。

以上です。

○川口 薫議長 施設課長。

○小島正之施設課長 最後になります。施設課からは、御質問の3点目、焼却対象量削減施策の実施状況についてお答えいたします。

両市で策定しましたごみ処理基本計画に基づき、本組合と両市を合わせた3者で、ごみ処理広域化実施計画を作成しております。この計画では、令和4年の改定に伴い、90t/日焼却施設に係る維持管理費等を削減する観点から、1施設化の移行期限を当初計画に比べ2か年前倒しをし、令和5年度末までに見直しをしました。

この前倒しに伴い、本組合といたしましても焼却対象量を可能な限り削減するため、令和6年度から2か年限定で可燃性粗大ごみを圏外へ搬出し、資源化处理する方針としておりました。しかしながら、計画改定後、順調に可燃ごみの減量が進んでいる現状を踏まえ、この焼却対象量削減施策につきましては必要性を改めて検証し、令和6年度のみ実施する方針といたしました。

その理由を説明いたしますと、可燃ごみの減量状況に加え、令和6年度は法令に基づくボイラー・タービンの安全管理審査を行うため、自主検査しか行わない年度と比べ、定期修繕期間が長くなることが挙げられます。これに伴い、焼却炉の稼働停止日数、すなわち焼却処理を行えない期間が長くなることから、6月と10月の定期修繕期間後に、ごみピットの貯留量が限界を超えるおそれもございました。

加えて、1施設化によって両市から発生した全ての可燃ごみをはだのクリーンセンターで焼却することになりますので、全体量は減少しているものの、同施設への搬入量は前年度と比べ増加をしております。

そこで、令和6年度のみ可燃性粗大ごみの圏外搬出を行うものですが、現在の減量状況を考慮し、この施策は本年11月までで終了する予定となっております。

以上です。

○川口 薫議長 福森真司議員。

〔福森真司議員登壇〕

○3番福森真司議員 秦野市選出の福森真司でございます。議長から発言のお許しをいただきましたので、「議案第7号・令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について」質疑を行わせていただきますが、本定例会は萩原副組合長の初めての組合議会となります。本組合では課題も多くございますが、今後への期待と激励の意を込めまして質疑をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

初めに、県支出金では、令和4年度の実績602万9,000円に対し、令和5年度実績では3,370万7,000円となっております。前年度と比較いたしますと、2,767万8,000円の増額、伸び率は459.1%の増と大幅に増加をしております。なお、この県支出金は、神奈川県各市町村自治基盤強化総合補助金であると確認ができるところでございますが、そこでお伺いをします。

この市町村自治基盤強化総合補助金制度の概要及びこの補助金を受けて実施されました事業の内容、そして事業費及び補助額の内訳はどのようなかお伺いをさせていただきます。

二次質問以降につきましては、質問者席から行わせていただきます。よろしく願いいたします。

〔福森真司議員降壇〕

○川口 薫議長 総務課長。

○大庭孝浩総務課長 総務課から、神奈川県各市町村自治基盤強化総合補助金の概要並びに補助金を活用して実施した事業の内容と事業費及び補助額についてお答えいたします。

最初に、神奈川県各市町村自治基盤強化総合補助金についてですが、この補助金は、地域主権型社会の実現に向けて、市町村の自主性・主体性を尊重しつつ、権限移譲や行政改革の取組など、市町村の行財政基盤の強化に資する広域連携事業等とともに、広域的な地域の課題解決に向けて取り組む事業に対し、神奈川県が財政支援を行う制度でございます。

本組合では、この補助金を活用し、令和5年度に6つの事業を実施しており、その事業費の合計は7,850万7,090円、補助額の合計は3,370万7,000円となっております。

次に、この6つの事業の内容と事業費及び補助額について説明をいたします。最初の4点は、伊勢原清掃工場90t/日焼却施設の焼却炉稼働停止に係る事業です。

まず1点目は、伊勢原清掃工場排水処理方法の検討及び生活環境影響調査等業務委託です。これは

90t/日焼却施設の焼却炉の冷却用として噴霧をしていた、工場で発生する汚水や生活排水について、焼却炉の稼働停止後の新たな排水処理方法の検討や周辺的生活環境影響調査を行うため、令和3年度から令和5年度までの3か年の継続事業で実施したものであり、事業費648万2,800円に対し、補助額は324万1,000円となっております。

次に、2点目は、伊勢原清掃工場排水処理設備更新工事です。これは、焼却炉稼働停止後に焼却炉に噴霧しなくなった汚水や生活排水を適切に処理するため、合併処理浄化槽を2か所新設したもので、事業費1,323万1,350円に対し、補助額は661万5,000円となっております。

続いて、3点目と4点目は、伊勢原清掃工場給水設備更新工事及びその施工監理業務委託です。これは、焼却炉の稼働中に生活排水等とともに使用していた冷却用の水道水について、多量に使用しなくなったため、衛生管理上、適切な規模の受水槽に小型化したもので、それぞれの事業費は2,332万440円と196万9,000円、補助額はそれぞれ1,041万5,000円と98万4,000円となっております。

次に5点目は、伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設消火設備設置工事です。こちらは、衝撃を加えると発火する特性を持つリチウムイオン電池等の急速な普及に伴って全国で発生している、ごみ処理施設での発火事故を受け、防火体制のさらなる強化のため、既設の火災報知機と連動させた消火設備を新設するもので、令和5年度から2か年で実施している継続事業です。事業費3,146万3,000円に対し、補助額は1,143万2,000円となっております。

最後の6点目は、はだのクリーンセンター事業系一般廃棄物展開検査業務委託です。ごみの適正分別の徹底による減量・資源化の推進とともに、搬入不適物の混入防止や事業者の規範意識向上を図ることを目的に、はだのクリーンセンターに搬入される事業系一般廃棄物に対して内容物の展開検査を実施するもので、事業費204万500円に対し、補助額は102万円となっております。

以上です。

○川口 薫議長 福森真司議員。

○3番福森真司議員 ありがとうございます。補助金の概要、そして補助金を受けて実施された内容につきまして、事業費及び補助額の内訳につきましては、ただいま御答弁いただいたところでございますが、そのうち4つの事業につきましては、本年3月に稼働停止しました伊勢原清掃工場90t/日焼却施設に関する取組でございます。補助金を活用しながら、1施設化を見越して適切に対応されていることを確認させていただいたところでございます。

この可燃ごみ焼却施設の1施設化は、審査の所見にも記載されているとおり、当初予定されていた令和7年度末よりも2か年早く実施できていたこと、その効果額は約6億9,000万円と見込まれているとのことでございます。これは、本当に両市民の御協力があってこそでございますし、本組合と両市が協力して実施してきた取組の成果だと思っておりますので、高く評価をさせていただくとともに、感謝を申し上げるところでございます。

次に、歳出予算につきまして、性質別経費の観点からお伺いさせていただきます。維持補修費でご

ございますが、令和5年度実績では1億4,645万4,528円となっております。令和4年度の実績は2億6,217万5,009円でした。その差額はマイナス1億1,572万481円と、対前年度伸び率はマイナスの44.1%と大きく減額をしているところでございます。

そこでお伺いをさせていただきますが、令和5年度に実施されました維持補修の主な内容、そして前年度と比較して大きく減額した要因についてお伺いをさせていただきます。

○川口 薫議長 工場長。

○小菅賢一工場長 再度の御質問にお答えします。

御質問は、令和5年度に実施した維持補修の主な内容及び前年度比で大きく減額した要因についてでございます。

まず、維持補修費については、施設の安全かつ安定した維持管理に必要となる経費で、予算上の節で分類すると、修繕料や工事請負費の一部、原材料費が該当します。

御質問の令和5年度に実施した主な内容については、各施設の状況を踏まえた計画的な修繕整備が大半を占めています。この修繕料の内訳として、伊勢原清掃工場で1億559万8,108円、栗原最終処分場で2,312万9,700円、秦野斎場で1,121万1,200円となっており、維持補修費全体の96%を占めています。

次に、前年度と比較して大きく減額した要因については、主に伊勢原清掃工場の修繕料で2点ございます。1点目は90t/日焼却施設で、決算額7,401万2,268円に対し、前年度比で9,127万9,192円の減額となりました。この要因については、これまでの修繕は維持管理計画を基本に、また加えて施設の劣化などの状況を把握した上で行ってまいりましたが、令和5年度の修繕については、年度末の稼働停止を見据え、焼却炉内の耐火レンガの張り替えなど、焼却に必要な項目に限定と特化したことにより、大幅な減額となったことによるものです。

2点目は、粗大ごみ処理施設となります。決算額は2,995万9,490円で、前年度比3,604万3,465円の減額となりました。この要因については、焼却施設と同様に、維持管理計画に基づく修繕を行っております。この計画上、令和4年度はおおむね10年ごとに実施する破砕設備のローター本体の交換を行いましたが、このローターは大型で特殊であるため経費が多額となり、結果的に前年度に比べ、令和5年度は大幅な減額となっております。

以上となります。

○川口 薫議長 福森真司議員。

○3番福森真司議員 御答弁ありがとうございました。令和5年度の維持補修は前年度と比較して減額したものの、施設の状況に合わせた計画的な補修を実施されたというところがうかがえるところでございます。

ごみの安定処理を確保するためには、修繕工事や委託業務などについて、適切な時期に必要なことを行わなければならないというところでございますが、これらの事業を執行していくに当たりまして



は財源が必要でございます。その本組合の歳入構成の58.4%は両市からの分担金となっております。その額は17億9,753万6,000円と、非常に大きい額でございますが、周知のとおり両市からの分担金の増減は、両市の財源、ひいては市民の皆様の負担に直結しますので、引き続き国や県の補助金を最大限活用していただきたいと思ひますし、自主財源の確保にも努めていただかなければならないと思ひところでございます。

歳入の使用料及び手数料の欄を見させていただきますと、令和4年度の実績3億6,241万1,980円に対しまして、令和5年度は3億4,758万1,440円で、1,483万540円の減額となっております。率にしますと、約4%の減となっているところでございます。またその使用料と手数料のもととなっております斎場の使用件数と可燃ごみの搬入量でございますが、担当課からの御説明によりますと、可燃ごみの搬入量は減っているものの、斎場の火葬件数は令和4年度と比較して増加しているとのことでございます。

あわせて、斎場使用料とごみ処理手数料の決算額を令和4年度決算と比較してみますと、両方とも減額しております。斎場の使用料は火葬件数が増えているにもかかわらず、前年度と比較して減額しております。

健全な組合運営には自主財源の確保が欠かせないところでございますが、斎場の火葬件数が増加しているにもかかわらず、斎場の使用料が減少している理由についてお伺いさせていただきます。

○川口 薫議長 施設課長。

○小島正之施設課長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問は、前年度に比べ斎場の火葬件数が増加したにもかかわらず、斎場使用料が減少している理由についてでございます。

斎場使用料は、遺体安置室の使用料と火葬室の使用料となります。このうち令和5年度の遺体安置室の使用料は減少しましたが、火葬件数全体につきましては令和4年度と比べ7件の増となりました。この内訳を見ますと、市内居住者が106件の増となったものの、市外居住者は99件の減となっております。

大人の火葬の場合、市内料金は1万1,000円で、市外料金は7万3,000円となっていることから、料金設定の高い市外居住者の火葬が少なくなったことにより、斎場使用料も減少したものです。

市外の火葬件数が減少した要因に、火葬需要の高まる冬期に市内優先枠を拡大したことが挙げられます。市内優先枠を拡大した12月から3月の火葬件数を前年と比較いたしますと、市内火葬件数が54件増となった一方、市外火葬件数は72件減となりました。

これにより、市民の方が希望時間帯に予約しやすくなった一方で、市外の方は他自治体の火葬場を選択されたのではないかと考えております。

以上です。

○川口 薫議長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 これですべての質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

議案第7号を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川口 薫議長 賛成全員であります。

したがって、議案第7号は認定することに決定いたしました。

---

---

日程第4 報告第4号 令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費精算  
報告書

○川口 薫議長 次に、日程第4 「報告第4号・令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費精算報告書」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 質疑なしと認めます。

暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

---

午前10時59分 再開

○川口 薫議長 再開いたします。

---

---

日程第5 一般質問

○川口 薫議長 次に、日程第5 「一般質問」を行います。

一般質問は、発言通告一覧表に従い、順次質問を行います。

阿蘇佳一議員。

〔阿蘇佳一議員登壇〕

○5番阿蘇佳一議員 こんにちは。秦野市選出の阿蘇佳一です。ただいま川口議長から発言の許可をいただきましたので、事前の通告に従い一般質問いたします。

1点目は、大規模災害への備えについて。石川県能登地方において、本年1月1日、最大震度7の大規模地震が発生し、広範囲で家屋の倒壊や津波などにより甚大な被害を受けました。現在も仮設住宅に住まわれている方がございます。厳しい状況に変わりありません。そして、復興途上にある中

の先月22日、記録的な豪雨に見舞われ、河川の氾濫や土砂災害など、再び大きな被害が生じております。短期間に続いた大規模災害により、大変な御苦勞をされている被災者の方々にこの場を借り、心からお見舞い申し上げます。

さて、全国で地震や豪雨が頻発している状態を踏まえますと、災害対策の重要性はさらに高まっております。8月8日には、宮崎県で発生した最大震度6弱の地震を受け、政府から南海トラフ地震臨時情報が発表されました。その翌日に、神奈川県西部で秦野市を震源とする地震が発生し、両市で震度4を観測するなど危機的な状況がより身近なものに感じられたと思います。

大規模地震が一たび起こると、本組合として重要な課題になるのが、膨大な発生量を見込んでいる災害廃棄物の処理です。両市の災害廃棄物等処理計画によりますと、災害廃棄物の発生量が最も多いと想定される都心南部直下地震が発生した場合、両市合計40万トンを超える規模になると予想されております。以前の答弁では、その処理経費を東日本大震災の処理単価に基づき試算したところ、両市で150億円を上回る膨大な規模になると説明がありました。

そのため、両市と本組合の連携により、迅速かつ適切な処理を行えるよう、それぞれの役割分担を明確化しておく必要があります。こうした災害廃棄物の処理体制について、私がかねてより一般質問等の場で重要性を訴えてまいりました。昨今の状況を鑑み、改めて確認をしたいと思います。

2点目は、多死社会の到来を見据えた質問です。我が国は、多死社会に向かっていと言われております。この用語は、少子化による人口減と、団塊の世代、私もそうですけれども、死亡年齢となり、亡くられる方が増えている状況を示したものであります。

そのため、都市部では人口集中や平成の市町村大合併による影響を受け、当初計画した想定火葬件数を大幅に上回る死亡者数となっている自治体もあり、1週間から10日間の火葬待ちも発生しております。

秦野斎場ではありませんが、私も以前、知人の葬儀に参列した際、火葬待ちが長くなり、やむを得ず居住地以外の火葬場を使用したと聞きました。

そこで、秦野斎場におきましては、こうした近年社会問題となりつつある火葬待ちが発生しているのか、現状をお伺いします。

二次質問は質問者席で行います。よろしく願いいたします。

〔阿蘇佳一議員降壇〕

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 初めに、1点目の大規模災害への備えについてお答えいたします。

御質問は、災害廃棄物の処理に際する両市と本組合の役割分担と処理体制についてでございます。災害廃棄物は、建物等のコンクリートがらや角材が含まれるなど、通常本組合が中間処理しているものとは大きく内容物が異なります。

一方で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、日常的に排出される家庭ごみと同様、一般廃棄

物に区分されることから、処理責任は発生元の自治体が負うこととなります。そのため、両市と本組合の役割分担につきましても、平常時と同様の扱いになり、両市が収集、運搬、分別、資源化までを担い、本組合では中間処理から最終処分場までを担うこととなります。

大規模災害が発生した場合は、まず両市が仮置場を設置し、災害廃棄物を集積した上で分別を行います。本組合では、適正に分別された状態の可燃ごみ及び不燃・粗大ごみをはだのクリーンセンターまたは伊勢原清掃工場で処理することとなります。しかしながら、現実的には、両市及び本組合の3者で膨大な災害廃棄物を処理することは非常に困難であると考えられます。そのため、近隣自治体との相互援助協定や、民間事業者との災害廃棄物の処理等に係る協定により、広域的な連携体制を構築しているところです。

こうした各種協定を最大限活用してもなお対応が困難になった場合は、両市から神奈川県あるいは国へ支援を要請する必要性が生じます。

次に、2点目の多死社会の到来を見据えた取組についてお答えいたします。御質問は、秦野斎場における火葬待ちの発生状況についてでございます。

秦野斎場では、管理運営を担う指定管理者がウェブまたは紙媒体によるアンケート調査を行っており、利用者から寄せられる御意見を日々確認しています。このアンケートには自由記入欄を設けておりますが、これまでに秦野斎場の予約がなかなかできなかったという御意見は届いていないとのことでございます。

しかしながら、住職の手配がつかず、告別式等の葬儀日程が遅くなった結果、火葬までに時間を要したという事例はあるようでございます。

また、例年冬場の時期は、亡くなられる方が多くなる傾向にあり、特に1月は正月三が日など休場日も多いため、一年を通して最も火葬炉の稼働率が高まります。こうした冬場であっても長期の火葬待ちは発生していないと認識していますが、1日の予約枠に空きはあるものの、希望される時間帯に予約ができないというケースは起こり得るのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○川口 薫議長 阿蘇佳一議員。

○5番阿蘇佳一議員 御答弁ありがとうございました。それでは、まず大規模災害への備えについてから再質問いたします。

災害廃棄物の処理については、両市と本組合が平常時の役割分担に基づき、おのおのの責務を全うしつつ、広域的な連携体制も活用していくということでありました。こうした災害廃棄物のほか、災害時に大変危惧されますのは、道路の寸断であります。冒頭申し上げましたように、石川県能登半島の記録的な豪雨において、9月23日付の新聞記事を引用しますと、土砂災害により115か所で道路が寸断され、復興の長期化が懸念されているとのことでした。

能登半島でこれだけの被害が生じたのは、元旦に発生した地震の影響による複合災害が要因と言わ

れております。地震と大雨という2つの要因が時間差で生じ、被害がより拡大したと思います。

仮に複合災害が神奈川県でも発生した場合、大規模な交通網の混乱が想定されます。8月30日に台風10号の接近による大雨で国道246の新善波トンネル付近において崖崩れが発生し、秦野市と伊勢原市を行き交う主要な道路が寸断されたのは記憶に新しいところであります。

この際は、伊勢原市のごみ収集車が大きく迂回してはだのクリーンセンターへ搬入する必要性が生じたと同っております。複合災害により大きな被害が出ると、本組合の事業運営は立ち行かなくなると考えられます。

また、災害時には、焼却炉や火葬炉の安定稼働に加え、訪れる市民の方々の安全を確保することが重要です。そのため、本組合の施設で特に多くの市民が来場される秦野斎場においては、進入路が寸断された場合、速やかに指定避難所への避難経路を確保する必要があると考えます。

そこで、秦野斎場への進入路が寸断された場合に備え、どのような対策を講じているのか、お伺いいたします。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

御質問は、秦野斎場への進入路が寸断された場合の対応策についてでございます。秦野斎場は、県道705号線から施設の正門に至る、秦野市道の曾屋46号線が唯一の進入路となっております。御質問のとおり、利用者の避難経路を確保する必要があることから、この進入路が万一寸断された場合に備え、対応策を講じております。

具体的には、本組合と秦野斎場に隣接する富士見斎場及び秦野自動車教習所との3者間で、平成26年3月に締結した「災害発生時における緊急通路確保のための協定書」が挙げられます。この協定に基づき、曾屋46号線が寸断された場合は、富士見斎場と教習所との境に設置した門扉を開放し、教習所への進入路である曾屋62号線を通して、県道705号線へ至ることができます。

反対に曾屋62号線が寸断された場合は、教習所側から曾屋46号線を通して県道へ抜けられるため、この3者における利用者が速やかに避難できる体制となっております。

以上でございます。

○川口 薫議長 阿蘇佳一議員。

○5番阿蘇佳一議員 災害時において本組合は、ごみ処理施設と火葬場の安定稼働に努めることが責務であります。一方、何よりも人命が優先され、利用者や職員の安全を確保することが最も重要です。そのため、ただいまお伺いしました避難経路の確認はもとより、災害時に身を守る方法等について一人一人が熟知し、適切に行動できるよう、日頃から教育、訓練を重ねていただきたいと思います。

さて、引き続き大規模災害への備えについてとなりますが、災害時に施設の復旧あるいは安定稼働を図るためには、本組合の職員が総力を結集して対応する必要があります。したがって、災害時において施設の維持管理に精通する技術職員をはじめ、必要な人員整理を速やかに整えることが求め

られております。この点、両市と同様、本組合でも危機管理に関するマニュアルを作成し、事柄に応じて動員計画を定めているかと思えます。

そこで、災害の発生時における本組合の職員動員計画はどのようなか、お伺いをいたします。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の質問にお答えをいたします。

御質問は、災害等の発生時における本組合の職員動員計画についてでございます。本組合では、災害等の非常事態の発生に備え、人的、物的被害の未然防止及び軽減を図るとともに、本組合の機能を保全し、迅速かつ適切な事業継続活動を行うことを目的とした「危機管理基本マニュアル」を策定しています。この基本マニュアルは、昨今の災害の頻発化・激甚化や社会情勢等を勘案し、随時見直しをしていますが、今年度においては参集条件や災害対策本部設置条件等を修正し、改定いたしました。

御質問にありました災害等の発生時における組合職員の動員計画ですが、基本マニュアルでは、災害の状況に応じてレベル1からレベル3まで区分し、それぞれの役割に応じた参集基準や取るべき行動を定めています。

まず、レベル1では、地震については震度4、それ以外の災害等については、施設または人的被害のおそれは低いが、事務局長が必要性を判断した場合において、課長職以上の職員と施設管理に関わる職員が参集し、点検をはじめとする対応を取ることとなっています。

次に、レベル2では、地震については震度5弱以上、それ以外の災害等では、施設または人的被害のおそれがある場合において、レベル1の職員に加え、主幹及び技幹級の職員が参集します。

最後に、レベル3では、地震については震度6弱以上、それ以外の災害等では、施設または人的被害が発生または発生のおそれが高い場合において、組合の全職員が参集します。

なお、対策本部については、レベル2以上が発生した場合において設置し、正副組合長を正副本部長とした指揮系統を構築するとともに、各所属の職員は情報収集・連絡班や緊急対応班に属し、委託事業者や指定管理者と連携しながら現場での対応を行います。

本年8月9日に発生した秦野市を震源とする地震では、両市とも震度4を観測したことからレベル1に該当しました。組合職員については、19時57分の発災直後からこのマニュアルに基づいた行動を取り、直ちに参集して技術職員などによる施設の点検を実施した結果、全ての施設で異常がないことを確認し、同日21時41分に局長指示により解散をしたところです。

以上でございます。

○川口 薫議長 阿蘇佳一議員。

○5番阿蘇佳一議員 多死社会の到来を見据えた取組について再質問いたします。

一次質問では、火葬待ちの発生状況をお伺いしました。本組合では長期の火葬待ちが発生するまでに至っていないとのことで、安心しております。

しかしながら、死亡者数の増加に伴い、余力がない稼働状況になりつつあることは、近い将来、火

葬炉の増設を予定されている点からも推察できます。こうした中、両市における死亡者数が増えてきますと、市内居住者の火葬を優先的に受け入れるなど対応策も考えられます。実際に長引く火葬待ちを考慮して、市外居住者への受入れ制限をしている事例もあるようです。この影響により、火葬場を持たない自治体の住民が利用できる火葬場を求めて問合せを続ける、いわゆる火葬難民も発生していると報じられております。

そこで、秦野斎場における市外居住者の火葬割合と、市内居住者を火葬する場合と比較した制度面での違いについてお伺いをいたします。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

まず、市外居住者の火葬割合につきましては、令和5年度実績で火葬件数の合計3,525件に対し、市外は481件の使用があり、約14%となっています。傾向としては、近隣の中井町、二宮町、大磯町が多くを占めており、そのほか神奈川県内全域から少数の使用があります。

次に、市内居住者を火葬する場合と比較した制度面での違いにつきましては、市内優先枠の存在と市外料金の適用が挙げられます。このうち市内優先枠は、火葬日の2日前までに死亡者または申請者が両市内居住者の場合のみ予約可能な優先枠を設けている制度です。通常時は、比較的使用希望の多い午前11時30分に3枠、午後零時30分に2枠、午後1時30分に2枠の計7枠を設定しています。

近年、冬場における火葬炉の稼働率が特に高まっているため、令和4年度以降は冬期限定で午前10時30分と午後2時30分に1枠ずつ拡大し、両市民の利便性を維持しております。

また、市外料金につきましては、死亡者が市外居住者の場合に適用され、大人の火葬だと、市内だと1万1,000円ですが、市外だと7万3,000円に引き上がります。これは、市内居住者が秦野斎場の運営経費を市税の納付という形で間接的に負担いただいていることを考慮し、差を設けているものです。

このような制度面の違いはありますが、一次質問で申し上げましたとおり、火葬待ちが発生するような状況には至っていないため、本組合といたしましては現状では市外居住者の火葬に制限を設ける考えは有しておりません。

以上でございます。

○川口 薫議長 阿蘇佳一議員。

○5番阿蘇佳一議員 それぞれありがとうございます。

最後になりますが、川崎市の福田市長が9月17日の定例会見で、災害廃棄物の処理は、復興に欠かせない大変な事業であり、これまでの知見を踏まえて貢献したいと発言し、9月の27日に能登半島地震で発生した災害廃棄物の受入れを開始をいたしました。1日4トンから8トン、月間250トン以上を処理できる体制を整えたと答えております。豪雨が発生した災害廃棄物に関しても受入れ量は現状未定だが、それでも被災者に寄り添った支援をしていきたいと訴えがありました。

横浜市、東京都も支援を行います。効果的な支援だと思いますけれども、1月1日の災害ですから、

スタートが遅いなど思っております。

また、この両市におきましてもいつそのような災害が発生するか分かりません。ここで、伊勢原市長選挙で、萩原さんが見事当選をして、今日の議会も何となく副組合長の緊張感のせいか、非常に議会が締まっているように感じております。緊張感を持ちながらしっかりと頑張っていきたいと思えます。

また、萩原市長は、「伊勢原を生かし、伊勢原に生きる」というスローガンを持っていますが、ぜひそれに秦野市も入れていただきたいと思います。まさに高橋組合長と連携を深めて、しっかりと課題について対応していただきたいと思います。

私も今日この議場にいますけれども、福森議員をリーダーにして10月9日、10日、11日と会派の仲間と能登半島復興の支援に行っておりまいます。やっぱり現場を見て、そして皆さんとともにこの秦野市が、伊勢原市が、市民が安心できる地域でありたいと願って一般質問を終わります。ありがとうございます。

○川口 薫議長 以上で阿蘇佳一議員の一般質問を終わります。

今野康敏議員。

〔今野康敏議員登壇〕

○6番今野康敏議員 伊勢原市選出の今野康敏です。議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問いたします。

今回は、6月に開催された第2回定例会以降において、執行部から文書等により報告を受けた2つの案件に着目し、順次お伺いいたします。

まず、1点目の秦野斎場施設整備基本計画の一部改定についてです。先ほどの議員連絡会でも報告を受けましたが、秦野斎場においては、近年高まり続けている火葬需要を踏まえ、令和8年度に8炉目の火葬炉を供用開始する方針としております。こうした増炉の時期や、それに伴う駐車場の整備及び事業区域の変更等について、基本的な方針を位置づけるため、令和6年7月に同計画を一部改定されたとのことであります。

事前に送付を受けました同計画の6ページによりますと、火葬件数は令和6年度以降、3,000件台後半で上昇を続け、令和17年度に4,000件を超え、令和18年度にはピークに達するという推計結果が示されております。

そこで、火葬件数が増加している背景について、本組合ではどのような認識を持っているのか、お伺いいたします。

次に、2点目の停電に伴う焼却炉の稼働停止についてです。本年8月27日に東京電力側の送電線トラブルを原因とする停電が発生し、はだのクリーンセンターの焼却炉が急遽稼働停止したとの報告を事案の翌日に当たる28日付で受けました。この際、組合議員へ送付された文書によりますと、稼働停止から2日後の8月29日には稼働を再開するとの予定が示されております。



そのため、数日以内には復旧が完了し、通常の処理体制に戻ったのではないかと推察するところではありますが、この事案に伴い、ごみの焼却処理や受入れにどのような影響が生じたのか、お伺いいたします。

以上を壇上からの質問とし、二次質問以降については質問者席から行いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

[今野康敏議員降壇]

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 初めに、1点目の秦野斎場施設整備基本計画の一部改定についてお答えします。

御質問は、火葬件数が増加している背景に対する本組合の認識についてでございます。秦野斎場で火葬件数が増加している状況は、国内における高齢化の進行に大きな影響を受けたものと分析をしています。参考に申し上げますと、日本の総人口は減少している一方で、65歳以上の人口は増え続けており、総人口に占める高齢者の割合は令和6年1月現在で約29%となっています。この傾向は、秦野・伊勢原両市に着目しても同様で、秦野市が約31%、伊勢原市が約27%に達しています。

そのため、全国的に死亡者数が増加しており、厚生労働省の人口動態統計によると、令和5年の死亡者数は3年連続で増加し、過去最多を更新しています。こうした高齢化の進行に伴い、火葬需要が高まっていると考えられますので、両市における最新の推計人口等を用いて火葬件数の将来推計を見直した結果、令和8年度に8炉目の火葬炉を供用開始する方針といたしましたものです。

次に、2点目の停電に伴う焼却炉の稼働停止についてお答えいたします。御質問は、本事案がごみの焼却処理や受入れに与えた影響についてでございます。組合議員の皆様へ本年8月28日に御報告いたしましたとおり、同月27日に東京電力側の送電線トラブルを原因とする停電が発生しました。この際、はだのクリーンセンターは、自家発電した電力により稼働しておりましたが、突発的な停電に伴い、電気設備等に強い負荷がかかり、2炉ある焼却炉が共に稼働を停止いたしました。

このように、正規の手続を踏まず停止状態となった場合、安全に稼働を再開させるためには、焼却炉やボイラー設備を点検し、異常がないことを確認する必要があります。そのため、停電は発生直後に復旧したものの、直ちに炉の立ち下げ作業を開始し、点検を行って安全を確認できた後、事案発生から3日目に当たる29日の午前10時頃に1号炉の立ち上げ作業を開始しました。なお、焼却炉は設計上、両炉同時の立ち上げができないため、2号炉はその翌日、事案発生から4日目に当たる30日の午後4時頃に立ち上げ作業を開始しました。

したがって、通常の焼却処理を行えるようになるまで1号炉は約3日間、2号炉は約4日間を要したことになります。この間、600トン程度のごみを一時的に処理できない状況となりましたが、両市からの搬入量に換算すると約3日分で済んだことから、焼却処理する上での大きな影響は生じておりません。

また、ごみの受入れにつきましても、焼却炉が稼働停止している間もごみピットにためておくこと

で、滞りなく両市からの搬入を継続できました。

ただいま申し上げましたとおり、今回は外部要因による想定外の事案でしたが、施設の運営事業者と連携した速やかな焼却炉の復旧作業によって、焼却処理やごみの受入れに特段の影響なく、稼働を再開できました。

以上でございます。

○川口 薫議長 今野康敏議員。

○6番今野康敏議員 御答弁ありがとうございました。

再質問に入りますが、まずは1点目の秦野斎場施設整備基本計画の一部改定についてお伺いしたいと思います。ただいまの御答弁で国内における高齢化の進行により、秦野斎場でも火葬件数が増加している状況は理解いたしました。

長期間にわたる火葬待ちの発生は、秦野斎場の利便性が大きく低下するだけではなく、心痛な思いでいらっしゃる御遺族の方々に心配をおかけしないためにも、対策を講じておく必要性が非常に高いと考えます。改定計画によりますと、令和7年度には増炉工事に着工するとのことですが、滞りなく事業を進めていただきますようよろしくお願い申し上げます。

さて、増炉後は8炉体制の火葬場となり、これにより火葬需要の高まりに十分対応できるとのことなので、この方針自体に特段の問題はないかと思えます。しかしながら、秦野斎場では、平成28年度から平成30年度にかけて取り組んだ増築改修事業により、全面的なリニューアルを行い、火葬炉を5炉から7炉に増やしております。そうなりますと、その増築改修事業に合わせて8炉体制の施設を整備しておくという選択肢もあったのではないかと感じますが、7炉体制とした理由をお伺いいたします。

また、同じく改定計画では、今回の増炉に伴い、駐車場を拡張する方針も定められており、この駐車場整備用地を都市計画区域に編入するため、所要の手续を進めているとのことでもあります。

そこで、現状駐車場整備用地が都市計画区域に含まれていない理由を併せてお伺いいたします。以上、2点お願いします。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

まず、平成28年度から令和30年度にかけて実施した増築改修事業で7炉体制の施設を整備した理由について説明いたします。秦野斎場は、昭和51年に3炉体制の火葬場として稼働を開始しましたが、平成5年に2炉増設した後、20年以上にわたり5炉体制で運営を続けてまいりました。そのため、施設の老朽化と将来的な火葬需要への対応を図る観点から、秦野斎場施設整備基本計画の当初計画を平成25年9月に策定いたしました。

この当初計画においては、当時、両市の総合計画で共に推計人口が明らかとなっていた平成46年、すなわち令和16年までの火葬件数を推計し、増築改修事業における火葬炉数を決めました。当時の推

計では、令和16年時点における必要炉数を8炉と見込んでいた一方、増築改修事業が完了した後の平成31年から起算し、向こう15年程度は7炉体制でも十分火葬需要に対応できると予測していました。

そこで、必要が生じた時期に最低限の経費で速やかな増炉が行えるよう、8炉目の火葬炉を設置する予備スペースを設けた上、当面の間は7炉体制で稼働する方針としたものです。

しかしながら、想定を上回る火葬需要の高まりを踏まえ、再度検討した結果、今後年間を通して長期の火葬待ちを発生させず、安定的な稼働を続けるためには、当初計画よりも早期の増炉が必要と判断をいたしました。

続きまして、現状で増炉に伴う駐車場整備用地が都市計画区域に含まれていない理由について説明をいたします。新たに7台分の駐車区画を整備する用地は、秦野斎場の西側に位置する本組合所有地ですが、昭和50年に当初決定を受け、平成元年に変更された現行の都市計画区域には含まれてはおりません。この用地は、増築改修事業に際し、将来的な駐車場整備用地とすることを見越して取得したものの、8炉目の火葬炉を整備するまでは活用する予定がない状況でした。

そのため、都市計画区域に編入せず今日に至りますが、今回の増炉に伴い、令和8年度から駐車場を64台に増台することになりましたので、現在秦野市と連携し、都市計画区域の変更に向けた手続を進めております。

以上でございます。

○川口 薫議長 今野康敏議員。

○6番今野康敏議員 御答弁ありがとうございました。計画を策定した当時は、当面の間、7炉体制で対応可能と見込んでいたものの、想定以上に火葬需要が高まっているとの御答弁でありました。これに伴い、増炉に加え、駐車場の整備時期も早まり、都市計画区域を変更する必要が生じたことは理解いたしました。

さて、ただいまの御答弁によりますと、1炉分の予備スペースを確保しているため、最低限の経費で増炉が可能とのことでしたが、駐車場の整備を含めると、相応の事業費を要すると推察いたします。市民の利便性を維持するための必要経費ではありますが、両市からの分担金、ひいては市民の御負担を極力軽減させることも念頭に事業を進めるべきと考えます。

そこで、増炉に係る事業費について、どのように財源を確保するのか、お伺いいたします。

また、こうした施設整備に係る事業費のほか、火葬件数の増加により、火葬炉の運転等に係る経費も上昇すると予測いたします。こうした斎場経費の増加を踏まえ、利用者が支払われる斎場使用料の改定を検討されるのか、お考えをお伺いいたします。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

まず、増炉に係る事業費の財源確保について御説明をいたします。この事業費は、現在令和7年度予算への計上に向け、積算を進めていますが、火葬炉メーカーからの聞き取りによりますと、少なく

とも5,000万円以上になると見込んでおります。財源の一部には、神奈川県各市町村自治基盤強化総合補助金を充当する予定で、残りは施設整備基金の繰入金により賄う予定です。この基金は、秦野斎場の修繕整備費等に充てることを目的に、火葬残骨灰の売渡しを開始した令和3年度以降、全額を積み立てているものです。こうした将来的な施設整備に備えた基金を最大限活用することで、増炉に際しての分担金負担は生じないと見込んでおります。

次に、斎場経費の増加に伴う斎場使用料の改定に向けた考え方について説明をいたします。現在の斎場使用料は、秦野斎場の運営に係る維持管理費等、経常的な経費のほか、増築改修事業に伴う施設整備費も考慮した上で、平成30年4月1日から適用しているものです。その後、おおむね3年ごとに見直しの必要性を検証する方針とし、直近では令和3年度に当時の斎場経費を分析した上で、両市と協議しましたが、大きな変動がなかったことから改定を見送りました。

しかしながら、今後は増炉に加え、火葬件数の増加や施設の経年に伴う維持管理費の上昇により、斎場経費の増加が予想されます。そこで、増炉に係る事業費や、令和8年度から切り替わる指定管理者へ支払う経費が定まった段階で、将来的な斎場経費の推移を精査し、現状の使用料額と乖離が生じないか、改めて検証する予定でございます。

以上です。

○川口 薫議長 今野康敏議員。

○6番今野康敏議員 御答弁ありがとうございました。分担金に影響を及ぼさず増炉を行えるとのことで、将来を見据えた基金の積立てにより、適切な財源措置を講じられているものと理解いたしました。

しかしながら、積立財源になっている火葬残骨灰売渡料は、自主財源の確保につながる一方、御遺体の火葬に伴う繊細な性質を持つ収入なので、活用に際しては慎重を期する必要があると考えます。

全国に目を向けてみますと、公営の火葬場で生じる残骨灰に含まれる貴金属の取扱いをめぐる、自治体の対応が割れていることは承知しております。売却して施設改修などに充てる地域が増えた一方、遺族らに配慮して保管を続ける自治体もあるようであります。

そこで、本組合において、令和3年度から火葬残骨灰の売却を開始するに至った背景や検討経過をお伺いいたします。

さらに、先ほどの御答弁で、既に令和3年度より残骨灰の売却益を施設整備基金に積立てしているとのことでしたが、年度ごとの推移及び内訳を伺うとともに、今までどのような経費に充てられてきたのか、お伺いいたします。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

まず、火葬残骨灰の売却を開始するに至った背景や検討経過について説明いたします。火葬残骨灰とは、火葬後に残った微細な焼骨のほか、歯科治療や人工関節などで使われた金、銀、パラジウム、

プラチナなど、貴金属類の成分が含まれる灰のことをいいます。

現在は、専門の資源化事業者へ売り渡した後、まずは残骨とその他の混合灰に分別されます。このうち、残骨は礼節をもって丁重な供養がなされた後、埋葬されますが、その他の混合灰は貴金属類を抽出した上で適正に処理されています。

以前は、資源化事業者や火葬炉運転業務の受託者へ無償あるいは低廉な価格で処理を委託しており、処理事業者側で得られる収益が不透明な状況となっておりました。また、近年になって売却で得た収入を斎場運営の経費等に充当する自治体が現れ始めたことや、当時の組合議会で出された御意見等も参考に、両市と検討を開始いたしました。

その結果、遺骨と同様、御遺族の心情に配慮しつつ、丁重に取り扱うことを条件に付して資源化事業者へ売却し、収入額とその使用目的を明確化する方針としたものです。この方針に従い、三次質問で御答弁しましたとおり、令和3年度から売渡しを始め、得られた収入の全額を施設整備基金へ積み立てた上、秦野斎場における修繕整備費等に充当しております。

次に、火葬残骨灰売渡料の収入推移とその内訳及び現在までの充当先について説明いたします。この収入は、一般競争入札により選定した事業者と、大人の火葬件数に応じた単価契約を締結しています。まず、推移と内訳につきましては、令和3年度の契約単価が5,003.9円に対し、火葬件数が3,073件で合計1,295万6,685円、令和4年度が単価5,071円に対し、3,467件で合計1,734万8,517円、令和5年度が単価5,390円に対し、3,485件で合計1,767万2,435円となっております。以上、3か年で火葬残骨灰売渡料の総額4,797万7,637円を施設整備基金へ積立いたしました。

最後に、現在までの充当先といたしましては、令和5年度に秦野斎場で実施した火葬炉や建物の経常的な修繕料、総額1,121万1,200円の充当財源として施設整備基金から1,000万円を繰入れしております。なお、この繰入金を差し引いた基金残高は、定期預金預け入れによる若干の運用利子も合わせまして、3,797万9,793円となっております。

以上でございます。

○川口 薫議長 今野康敏議員。

○6番今野康敏議員 丁寧な御答弁ありがとうございました。火葬残骨灰売渡料については、収入額や使用目的の明確化を図る観点から両市と検討した結果、売渡しを開始されているとのことでした。今後も売渡ししていく上では、御遺族、ひいては両市市民から十分な理解を得ることが欠かせないと考えます。引き続き、市民目線に立った取組を継続しつつ、利益優先で不適正な処理が行われることがないように徹底をお願い申し上げます。

また、収入額の推移といたしましては、年間1,000万円を超えておりますので、令和5年度末時点の基金残高が約3,500万円であることを踏まえまると、先ほど伺った増炉の事業費に充当してもなお余裕がある収支状況になるかと思えます。秦野斎場で将来的に負担する修繕整備費等を十分に精査し、適切な運用を図られることをお願い申し上げます。

さて、最後になります。質問の2点目、停電に伴う焼却炉の稼働停止についてお伺いいたします。一次質問の御答弁によりますと、想定外の稼働停止であったものの、速やかな対応が図られ、結果的に焼却処理やごみの受入れには影響が生じなかったとのことでありました。また、今回は発生の直後に停電が復旧したこともあり、点検後、速やかな立ち上げ作業を行えたと思いますが、災害等何らかの要因で長期間にわたって電力が供給されない事態も起こり得ます。

そこで、自家発電システムの自動切替えなど、こうした停電による稼働停止を未然に防ぐ対策はないのか、お伺いいたします。

また、稼働停止後、長期間にわたって電力が供給されない場合、当然ごみ処理に当たって大きな支障となりますが、どのように対応されるのか、併せてお伺いいたします。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

まず、停電による稼働停止を未然に防ぐ対策について説明いたします。台風や落雷等、気象情報により予測可能な停電に際しては、あらかじめ電気系統を電力会社から完全に切り離して運転する、自立運転を行います。この対策により、送電線網や変電所等の電力会社側で起きたトラブルによる停電の影響を回避しつつ、自家発電した電力のみで安定稼働を継続できます。なお、自立運転中は、本組合からの送電、言わば売電が一切行えなくなることから、停電リスクが回避できたと判断した段階で速やかに通常の運転に戻しております。

一方、今回のように予測が不可能な停電が発生しますと、電気設備等への強い負荷を避けられず、御質問にありました自立運転へ自動的に切り替えるなどの効果的な対策を講じることは困難であります。したがって、本件と同様、一旦焼却炉の立ち下げを行い、機器設備の点検後、速やかに立ち上げを行うことで、焼却処理への影響を最小限にとどめられるよう努めてまいります。こうした突発的な停電等の対応手順については、施設の運営事業者がマニュアル化しており、迅速に行動できる体制を整えております。

次に、稼働停止後、長期間にわたり電力が供給されない場合の対応について説明いたします。はだのクリーンセンターは、通常の焼却処理を行っている状態であれば、自家発電した電力により稼働を続けられますが、稼働停止後の立ち上げには外部電力を使用します。そのため、電力供給が再開されない限り、焼却炉を稼働することはできず、ごみピットの容量が限界に達した段階で受入れを行えなくなります。

万一、こうした事態に陥った場合を想定し、両市を含めた湘南地域の5市3町1一部事務組合との間で一般廃棄物の処理に係る相互援助協定を締結しています。

この協定に基づき、近隣の他自治体への支援を要請できるほか、停電を含めた緊急事態の発生時には関東圏に所在する民間の処理施設へ圏外搬出することも可能となっております。その際は、ごみピットに一旦貯留した可燃ごみをクレーンで取り出し、運搬車両へ積み替える必要があります。本組合

では、焼却処理の1施設化を契機に、緊急事態の発生を見据え、短時間で効率的に積替えするための設備を本年度はだのクリーンセンターに設置をいたしました。

以上でございます。

○川口 薫議長 今野康敏議員。

○6番今野康敏議員 それぞれ丁寧な御答弁ありがとうございました。今回は、異なる2つの観点から質問いたしましたが、どちらも本組合が安定的な事業運営を継続する上で重要性が非常に高いテーマだと認識しております。秦野斎場の増炉につきましては、言わば施設の利便性や安定稼働を維持するため、様々な角度から現状を分析した上で、必要な機能向上を図るということだと思えます。

こうした視点を持った取組は、斎場だけでなく、ごみ処理施設も含めた本組合の事業全体に不可欠と言えます。今後、少子高齢化等の社会問題や生活様式、経済情勢等に応じ、本組合に求められる役割は年々変化してまいります。引き続き、事業運営を取り巻く環境の変化を的確に捉えつつ、随時各施設の改良に向けた検討を進められますようよろしくお願い申し上げます。

また、突発的な停電による稼働停止につきましては、最終的にはほかの自治体や民間事業者へ搬出するという対応策もあるとのことですが、何よりも大切なのは、職員の心構えだと考えます。その点、今回の事案に際しましては、速やかに行動されたとのことであるが、頻発する自然災害や施設の経年による消耗を踏まえ、今後経験したことの無い事態に見舞われるおそれがあります。

折しも4日前の9月29日、秦野斎場において、耐火物の落下により火葬炉の天井部が損傷し、修繕を終えるまでの間、一時的に利用制限を行うとの報告を受けましたが、幸い火災には至らず、火葬待ちなど利用者への大きな影響は及ばないとのことではありますが、日常点検の強化など安全対策を再度見直す必要があると言わざるを得ないと考えます。

私が行った本年第1回定例会の一般質問の御答弁で、本組合はBCP、事業継続計画を有していないとの前提がございました。「危機管理基本マニュアル」等により、BCPそのものがなくとも十分対応ができるのであれば構いませんが、改めてBCP策定の必要性について検証していただくことを要望させていただきます。

そして、いま一度緊急事態が発生した場合の対応策とその行動手順、各員の役割を整理していただき、お一人お一人の危機管理に対する意識をより一層高めていただきますよう強く要望いたしまして、私の一般質問を終了いたします。

○川口 薫議長 以上で今野康敏議員の一般質問を終わります。

これで「一般質問」を終わります。

---

○川口 薫議長 以上で、この定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで令和6年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第3回定例会を閉会いたします。

午前11時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会

議 長 川 口 薫

会議録署名議員 田 中 め ぐ み

会議録署名議員 福 森 真 司